

あいち防災協働社会推進協議会設置要綱

(設置)

第1 県民、事業者、行政等が一体となって防災に取り組み、災害に強い社会を実現するため、あいち防災協働社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次の事項を協議し、災害による被害を軽減するための防災協働社会を形成する県民運動を推進する。

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 安全への備えの促進に関すること。
- (3) 連携による地域防災力の向上に関すること。
- (4) その他防災に関する情報交換等。

(構成)

第3 協議会は、会長及び委員をもって構成員とする。

- 2 会長は、愛知県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長に事故等あるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 協議会は、構成員以外に助言を求めるアドバイザーを置くことができる。

(幹事会)

第4 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、愛知県防災安全局長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、構成員が指名する者をもって構成する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、愛知県防災安全局防災部防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

会 長		愛知県知事
委 員	議 会 (1名)	愛知県議会議長
	行政・消防機関 (7名)	愛知県市長会会長 愛知県町村会会長 愛知県教育委員会教育長 名古屋市防災危機管理局長 名古屋市教育委員会教育長 愛知県消防長会会長 一般財団法人愛知県消防協会副会長
	事業者団体 (9名)	一般社団法人中部経済連合会常務理事 愛知県商工会議所連合会事務局長 愛知県商工会連合会専務理事 公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長 愛知県商店街振興組合連合会副理事長 愛知県中小企業団体中央会専務理事 愛知県農業協同組合中央会専務理事 公益社団法人愛知建築士会会長 一般社団法人日本損害保険協会中部支部事務局長
	地域団体等 (21名)	瀬戸防火防災協会連合会会長 あま市自主防災会代表 大府市自主防災会代表 安城市自主防災組織連絡協議会会長 豊川市自主防災会連絡協議会会長 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会会長 愛知県小中学校長会会長 愛知県公立高等学校長会会長 愛知県私学協会会長 愛知県小中学校PTA連絡協議会会長 愛知県公立高等学校PTA連合会会長 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会副会長 愛知県民生委員児童委員連盟会長 愛知県女性団体連盟会長 愛知県地域婦人団体連絡協議会会長 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会副会長 愛知県青少年団体連絡協議会会長 公益財団法人愛知県国際交流協会常任理事 日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長 愛知県生活協同組合連合会会長理事 一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟代表理事
	ボランティア団体等 (4名)	トヨタボランティアセンターセンター長 認定特定非営利活動法人愛知ネット理事長 認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事 あいち防災リーダー会会長
合 計		43名

アドバイザー (2名)	福和伸夫 (名古屋大学減災連携研究センター長) 小栗宏次 (愛知県立大学情報科学部情報科学科教授)
-------------	--